

(参考様式2)

事前点検シート

ふりがな	にいがたけんいといがわし	ふりがな	やまとがわちくかつせいかけいかく
計画主体名	新潟県糸魚川市	活性化計画名	大和川地区活性化計画
計画期間 事業実施期間	令和3年度 ～ 令和5年度 令和3年度 ～ 令和5年度	総事業費（交付金）	38,300 千円（16,700 千円）
活性化計画目標	1 滞在者数及び宿泊者数の増加 560 人の増加 2 保育園・幼稚園・小中学校の自然体験イベント等の実施 8 回の増加	事業活用活性化計画目標	1 滞在者数及び宿泊者数の増加 560 人 2 保育園・幼稚園・小学校等の自然体験イベント等の実施の増加 8 回

計画主体 確認の日付	令和3年2月12日	農林水産省 確認の日付	令和 年 月 日
------------	-----------	-------------	----------

1 計画全体について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
1-1	活性化計画の目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○		農山漁村地区活性化計画の目標は、大和川森林公園の施設整備を行うことにより海水浴場や主要幹線からのアクセス、海望できる立地を活かし、市外誘客や市民への森林体験の場を提供し、滞在者数及び宿泊者数を560人増加することを目標としている。 「農山漁村の活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律（平成19 年法律第48 号）。以下、法という。」第1 条では、農山漁村における定住等を促進するための措置を講ずることにより農山漁村の活性化を図ることを目的とするとされている。 また、「定住等及び地域間交流の促進による農山漁村の活性化

				に関する基本的な方針の公表について（平成23 年10月3日）。以下、基本方針という。」第一の2では、農山漁村の活性化を図るに当って、農林漁業が健全に展開され、これを核として地域の発展が図られることを目指すとされている。
	事業活用活性化計画目標及び評価指標の設定内容に対し、交付対象事業の構成が妥当なものか	○		事業活用活性化計画目標は「山村活性化の促進」、評価指標は「滞在者数及び宿泊者数の 560 人増加」であり、交流対策型から設定しており交付対象事業を交流促進のための自然環境等活用交流学習施設の整備としているため、整合が取れている。
	活性化計画の目標と事業活用活性化計画目標との整合が取れているか。	○		活性化計画の目標： 事業を実施することにより活性化を図り「交流人口を促進」する。 事業活用活性化計画の目標： 海水浴場や主要幹線からのアクセス、海望できる立地を活かし、市外誘客や市民への森林体験の場を提供し、交流人口の促進を目標とする。
1-2	計画主体は、改善計画期間中の活性化計画を実施中ではないか。	○		現在、当地域での活性化計画はない。
1-3	市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○		「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では首都圏の森林資源の少ない自治体に対し、森林教育のフィールドを本市の森林資源を使ってできないか、首都圏自治体との連携について模索し、交流人口、関係人口の拡大につなげる必要がある。併せて「定住自立圏共生ビジョン」にある教育において、地域自然や歴史文化などを教材として、ふるさとに関わる体験活動や学習成果により、地元愛・誇りの形成及び心豊かでたくましく生きる子どもの育成を図るため、その体験の場となるフィールドを整備する。
1-4	活性化計画及び事業実施計画は関係農林漁業者をはじめとした地域住	○		大和川森林公園施設整備に向けて、同森林公園運営管理団体で

	民等の合意形成を基礎としたものになっているか			ある大和川生産森林組合と施設整備に向けた協議を行った。 R 2. 12. 22 第1回協議会 8名出席（うち女性1名） R 3. 1. 15 第2回協議会 9名出席（うち女性1名） R 3. 1. 26 第3回協議会 9名出席（うち女性1名） R 3. 2. 2 第4回協議会 9名出席（うち女性1名） 上記会議で検討された内容、挙げられた意見等を基に活性化計画及び事業実施計画を作成している。
	活性化計画の策定に当たり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	○		前述の関係者との協議には必ず女性が1名参加している。
1-5	事業の推進体制は確立されているか	○		森林公園運営管理団体である大和川生産森林組合と施設整備に向けた協議を行うほか連絡を密にとり、事業推進を進めている。
1-6	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○		活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標の目標は「山村活性化の促進」として、森林資源を活用した循環型社会への転換を促進するため、森林体験を通じた地域活性化・都市交流を推進し、森林資源への関心・意識の醸成を図る。評価指標は「滞在者数及び宿泊者数の 560 人増加」、「保育園・幼稚園・小学校等の自然体験イベント等の 8 回増加」であり、事業内容はこれらの目標を達成するために大和川森林公園を施設整備するものであり、整合性が確保されている。また、これらの目標が達成されることは、活性化目標である地域資源の魅力を再発見・再認識し、地域愛の醸成することに繋がる。
	農山漁村への定住促進を事業活用活性化計画目標とする場合は、地方版総合戦略や地方人口ビジョンとの整合が取れているか	—		該当なし
1-7	計画期間・実施期間は適切か	○		農山漁村地区活性化計画では計画期間及び実施期間を令和3年度から令和5年度までの3年間としている。 基本方針および実施要領に定められた期間内であり、適切である。

1-8	事業実施に必要な要件（許認可等）はあるか。あれば、許可を受けているか	○		ア 森林保健機能増進計画認定地域で実施する。（糸魚川市森林整備計画（R2.12.16変更、R2.11.25新潟県知事協議済）の保健機能森林区域に指定） エ 5戸以上の森林所有者が所有する私有林である。 オ 既存樹木の伐採は最少限とし、地形を大きく変更する工事は無い。 ※イ、ウ、カ、キは該当なし。
1-9	交付対象事業費は交付限度額（事業費×交付額算定交付率）の範囲内か	○		総事業費：38,300,000円 交付要望額：16,700,000円 交付限度額：交付対象事業費 33,400,000円×交付額算定交付率 0.5＝16,700,000円
1-10	活性化計画区域の設定は適切か	○		当該区域の総面積 473ha の内、農林地面積は 419ha で約 89%（>80%）を占めている。 ・農林地面積＝$419 \div 473 \times 100 \div 89\%$ また、当該地域の全就業者数 1,890 人の内、農林水産業従事者数は、63 人で約 3.3%（<5%）を占めている。（H27 国勢調査より） ・農林水産業従事者割合＝$63 \div 1,890 \times 100 \div 3.3\%$ また、用途区域、市街化区域、市街化調整区域に設定されている区域はない。

2 個別事業について

番号	項 目	チェック欄		判 断 根 拠
		計画主体	農林水産省	
2-1	自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○		新規に取り組む事業であり、実施中や既に完了した事業を切り替えるものではない。
2-2	土木・建築構造物等の施工に当たっては、各種関係法令及び設計基準	○		実施設計・施工については施工管理業務を行い、専門的知識の

	に基づく構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっているか。また、設計・施工等における検査体制が確保される見通しはあるか			ある者が管理を行う。
	実施要領別表 2 の事業メニュー欄に掲げる㉓の都市農山漁村総合交流促進施設、㉔の木材利活用促進施設、㉕の地域資源活用交流促進施設、㉖の地域連携販売力強化施設、㉗の農林漁業・農山漁村体験施設のうち滞在施設、㉘の教養文化・知識習得施設、㉙の地域資源活用起業支援施設及び㉚の高齢者・女性等地域住民活動・生活支援促進機械施設のうち地域住民活動施設の整備については、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組んでいるか。	—		該当なし
	木造の施設整備を行う場合、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成 12 年建設省告示第 1460 号）等に基づく耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—		該当なし
2-3	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領に定める基準を満たしているか	○		要領 8 の 2 (3) 既存施設の有効利用及び事業費の低減等の観点として、管理棟は、既存躯体を活かし、機能追加・向上し、森林公園の景観に配慮した改修を行う。トイレ棟も既存施設に衛生環境の改善・利便性向上の整備を行う。 また、既存施設の取り壊し及び撤去にかかる経費は交付対象としていない。
2-4	交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 34 号）別表等による耐用年数がおおむね 5 年以上のものであるか	○		交付対象とする施設等の耐用年数は別表第 1 機械及び装置以外の有形原価焼却資産の耐用年数表から、 ① 林間広場、遊歩道 20年 （構築物 緑化施設及び庭園→その他の緑化施設及び庭園） ② 外灯 15年

				(建物附属設備 電気設備 (照明設備含む) →その他のもの) ③ 電気柵 8年 (構築物 農林業用のもの→その他のもの) ④ トイレ棟 (昭和53年度取得 43年経過) 41年 (建物 れんが造、石造又はブロック造のもの→事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの) ※耐用年数経過のため法定耐用年数の 20%として算定 $41 \text{ 年} \times 20\% = 8.2 \div 8 \text{ 年}$ ⑤ トイレ設備 15 年 (建物附属設備 給排水又は衛生設備及びガス設備) ⑥ 管理棟 (昭和 53 年度取得 43 年経過) 24 年 (建物 木造又は合成樹脂造のもの→事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの) ※耐用年数経過のため法定耐用年数の 20%として算定 $24 \text{ 年} \times 20\% = 4.8 \text{ 年} \div 5 \text{ 年}$ 適切な管理を行っており外観等は良好な状態である。 ⑦ 外構 10 年 (構築物 舗装道路及び舗装路面→アスファルト敷又は木れんが敷のもの) ⑧ 看板 10 年 (構築物 広告用のもの→その他のもの)
2-5	事業による効果の発現は確実に見込まれるか			
	費用対効果分析の手法は適切か (農山漁村振興交付金 (農山漁村活性化整備対策) 費用対効果算定要領 (平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2341 号農林水産省農村振興局長通知) により適切に行われているか)	○		「農山漁村振興 (農山漁村活性化対整備対策) 交付金費用対効果算定要領」第 2 の 3 により投資効率は 1.0 とみなす。
	上記の費用対効果分析による算定結果が 1.0 以上となっているか	○		「農山漁村振興 (農山漁村活性化対整備対策) 交付金費用対効果

				算定要領」第2の3により投資効率は1.0とみなす。
2-6	事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○		実施要領の別表2における交付対象事業は「自然環境等活用交流学習施設」、事業メニューは「㊸自然環境保全・活用交流施設」、要件類別は「農山漁村交流対策型」で、事業は「森林資源利活用支援」である。 事業内容は2の(2)地域の資源である森林空間を総合的に利用し、林業体験、森林のレクリエーション的利用、教育・文化的利用等都市との交流を促進することにより、森林・林業に対する理解を深め、もって林業者の就業・所得機会の向上に資する施設及びこれらの附帯施設の整備である。 対象地域の大和川森林公園は、糸魚川市森林整備計画において保健機能森林の区域に指定しており、114戸の森林所有者が所有する私有林である。 実施主体は森林組合法にて生産森林組合に規定される大和川生産森林組合である。
2-7	個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○		事業主体（大和川生産森林組合）が運営している施設について整備を行うため、問題はない。
2-8	施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か			
	地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入込み客数や都市との交流状況（現状と今後の見込み）を踏まえているか	○		過去の利用者や市内類似施設の状況を確認し、検討を行った。
	近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	○		隣接する1市1町1村に複数の類似施設が存在しているが、その中で施設規模やコンセプトの近いものを各2か所ピックアップし、検討を行った。 1 上越市 「南葉高原キャンプ場」83.4km 北陸自動車道で1時間19分（事業主体：上越市） 2 上越市 「大潟キャンプ場」84.4km 北陸自動車道で1時間8

			分（事業主体：大潟観光協会） 3 小谷村 「雨飾高原キャンプ場」 69.6km 国道 148 号線で 1 時間 54 分（事業主体：一般社団法人 GREEN PROJECT） 4 小谷村 「石坂森林探検隊」 60.7km 国道 148 号線で 1 時間 11 分（事業主体：おたり自然公園） 5 朝日町 「朝日ヒスイ海岸オートキャンプ場」 34.6km 北陸自動車道で 29 分（事業主体：朝日町） 6 朝日町 「三峯グリーンランドキャンプ場」 38.8km 北陸自動車道で 37 分（事業主体：朝日町） ※距離や所要時間は、全て糸魚川 IC からの測定 上記 6 施設は、それぞれ「大和川森林公園」から距離があり、立地や利用客の形態から競合する可能性は低いと考えられる。
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○		昨今の利用形態を鑑みて、使い易く自由度の高いレイアウトとして、フリーサイトを主に整備を計画している。 利用対象者：単身者から少数グループ、団体まで 利用時期：4～11 月（冬期積雪時の利用形態も視野）
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○		施設の規模、設置場所： 既存の森林公園をリニューアルし、規模拡大・敷地拡張は行わない。 他施設との連携： アクセスの良い立地条件を活かし、海水浴場と連携し、海と森の自然体験を促進する。 利用環境： あらゆる施設においてトイレは最重要であり、特にコロナ禍にあっては、感染対策として水洗化や洋式化は必須の整備事項である。
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦	○		パンフレットの刷新のほか、SNS（単独事業）を立ち上げ、管理

	略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか			人日記による情報発信を予定している。また、その発展型として仲間づくり活動（ファンクラブや森林ボランティア等）を検討している。
2-9	施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○		管理運営組織である大和川生産森林組合には大和川自治会も参画しており、自治会の女性が施設運営へ参画しやすい土壌が形成されている。 また、トイレ改修等で女性トイレの衛生環境改善・利便性向上を図る。
2-10	事業費積算等は適正か			
	過大な積算としていないか	○		施設規模・構造等から概算費用を算出しているため、妥当な積算である。
	建設・整備コストの低減に努めているか	○		林間広場（フリーサイト）と林間エリア（森林体験）に限定化し、既存施設の改修（リニューアル）を中心に整備することでコスト軽減を図る。
	附帯施設は交付対象として適正か（必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか）	○		森林公園の案内看板であり汎用性はない。
	備品は交付対象として適正か（汎用性の高いものを交付対象としていないか）	—		備品は交付対象としていない。
2-11	整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○		大和川森林公園は、主要幹線（国道8号から約10分、北陸自動車道糸魚川ICから約20分）からのアクセスが良好であり、海水浴場（大和川海水浴場、糸魚川海水浴場）からは約5km以内で海洋資源の活用も含めた森林体験・教育プログラムなどによる都市交流等を通じた交流人口の増加や地域コミュニティの醸成を図る観点からも適正である。
2-12	施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○		用地は、事業主体（大和川生産森林組合）の所有であり、確保済である。
2-13	体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施	—		該当なし

	要領に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか			
2-14	交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か			
	実施要領別表 2 の（１）生産基盤及び施設の整備のうち、生産機械施設の⑬高生産性農業用機械施設の低コスト耐候性ハウス並びに処理加工・集出荷貯蔵施設の⑰農林水産物処理加工施設及び⑱農林水産物集出荷貯蔵施設については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 のⅡのⅡ－１の第 2 の 4 の（２）事業の交付対象上限事業費の基準に照らし適正であるか	—		該当なし
	整備する施設の延べ床面積の合計が 1,500 m ² 以内か（既存施設は除く）	—		既存施設改修のため該当なし。
	施設の上限事業費は、延べ床面積 1 m ² 当たり 29 万円以内であるか。（既存施設については、1,500 m ² 以内の交付算定額となっているか）	○		管理棟 改修費 9,000,000 円 ÷ 面積 115.68 m ² ≒ 77,801 円 トイレ棟 改修費 8,400,000 円 ÷ 面積 19.337 m ² ≒ 434,400 円 超過分（434,400 円－290,000 円＝144,400 円）は市費、事業主体で負担する。
2-15	地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか			
	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—		該当なし
	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—		該当なし
	1 年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—		該当なし
	6 次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—		該当なし

2-16	事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○		市費は、令和3年度予算案に計上し市長及び財政担当課との協議済である。市費は市債を予定している。国庫補助、市費を除いた残額については、事業主体が負担することで協議が済んでいる。
2-17	入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○		事業主体に代わり事務委任を受け、糸魚川市が糸魚川市財務規則第142条第1項に基づき制限付き一般競争入札を行う予定としている。
2-18	整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みがあるか			
	維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○		糸魚川市から施設運営補助金を交付し、適正な維持管理を行っている。
	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○		収支計画は、別紙のとおり。
2-19	他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—		該当なし
2-20	他の事業への重複申請（予定も含む。）はないか （ある場合には、事業名を記載すること。）	○		他事業への重複申請はないが、合併処理浄化槽の設置については、以下の事業を活用する予定である。 【循環型社会形成推進型交付金】 汲取り式トイレから合併処理浄化槽へ転換
2-21	生産振興を主たる目的とする施設整備等ではないか	○		森林公園であり、森林レクリエーション、林業体験・教育等の都市交流が主であり、生産振興は目的としていない。
2-22	他の施策（強い農業・担い手づくり総合支援交付金等）において交付対象となる施設等ではないか	○		他の施策において交付対象となる施設ではない。
2-23	農山漁村振興交付金（農山漁村活性化整備対策）の配分基準（平成28年4月1日付け27農振第2342号農林水産省農村振興局長通知）別紙（以下「配分基準別紙」という。）による優	○		定住自立圏共生ビジョン 第2次糸魚川市定住自立圏共生ビジョン（H28～R2）に引き続き、策定中の第3次（R3～R7）の取組として、「ふるさと糸魚川学

	先採択ポイントの加算対象となる取組があるか（ある場合は配分基準別紙における取組名を記載するとともに、その根拠資料を提出すること。）			習支援事業」における地域の自然や歴史文化などを教材として、ふるさとに係わる体験活動や学習の場としてさらなる促進を図る。
--	---	--	--	---

- 注 1 項目について該当がない場合はチェック欄に「－」を記入すること。
- 2 活性化計画を公表する場合、添付資料を併せて公表するものとする。
- 3 事前点検シートについては、農林水産省で内容を確認するため、根拠となる資料も合わせて提出すること。